

一般社団法人 東京電機大学校友会 東京都支部 会則

(名 称)

第1条

本会は、一般社団法人東京電機大学校友会東京都支部と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を支部長が指定した場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、東京都に居住する学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

(役員等の構成)

第5条 本会に、次の役員及び幹事を置く。

(1) 役 員

支部長	1名
副支部長	2名
会 計	2名
会計監査	2名

(2) 幹 事

幹 事 若干名

(役員の選任および任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会・幹事会の承認を得て補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とし、その後に開催される総会での承認を要する。

(支部長の職務)

第7条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。

(会 合)

第8条 本会の会合は、次の通りとする。

(1) 総 会 原則として年1回支部長が招集し、決算報告、会則変更および役員の選任その他必要事項を審議する。

(2) 役員会・幹事会 必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。

(3) その他 支部長が必要と認める場合は、前2号以外の会合を招集することができる。

(理事会への報告事項)

第9条 本会は、次の事項について、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員の選出
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 会則の変更
- (決 議)

第10条 総会及び役員会・幹事会は、出席人員をもって成立し、決議は出席人員の過半数で決する。

(会費及び会計)

第11条 本会の経費は、支部援助基準に従い、校友会から交付された資金をもって充当するものとする。

- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。
- 3 本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、会計担当者は校友会事務局と連携するものとする。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改 正)

第13条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附 則

平成24年10月13日 会則施行

平成25年10月26日 全面改正（一般社団法人東京電機大学校友会へ移行に伴い変更する）